(あて先) 守谷市農業委員会長

住所

氏名

電話番号

資材置場等目的の農地転用(恒久転用)許可後の実施状況報告について

農地法第 条第1項の規定により 月 日付け守農委指令第 号により農地転用許可になり、 月 日付け事業完了報告を提出した資材置場等への農地転用について、事業完了後の状況を下記のと おり報告します。

記

1 報告経過

①事業完了報告日: 月 日

②実施状況報告日(第1回) 月 日(①から6ヶ月以内)

③実施状況報告日(第2回) 月 日(①から1年以内)

④実施状況報告日(第3回) 月 日(①から1年6ヶ月以内)

⑤実施状況報告日(第4回) 月 日(①から2年以内)

⑥実施状況報告日(第5回) 月 日(①から2年6ヶ月以内)

⑦実施状況報告日(第6回) 月 日(①から3年以内)

- 2 転用許可地
- 3 転用面積 m² 転用目的
- 4 他用途への転用実施の有無

有 · 無

有の場合

- ①転用内容:
- ②事業完了後、3年以内に他用途に転用することとなったやむを得ない理由:
- ※ 農地転用許可申請書の記載内容に虚偽があることが判明した場合等については、農地法第51条第1項(違反転用者に対する処分)に基づき、必要な改善指導・勧告・原状回復命令を実施する可能性がありますので御留意ください。
- 5 添付書類
 - ①日付・撮影方向図を記載した複数枚の現地写真(全景が確認できる写真を含む)
 - ② (他用途に転用した場合) 事業内容が確認できる資料